

一般社団法人離島百貨店 会費規則

（目 的）

第1条 この規則は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

（会員の種類）

第2条 定款第6条及び「一般社団法人離島百貨店会員規則」で定める個人又は団体とする。

（入会金及び会費）

第3条 会員は次に掲げる入会金及び会費を納入しなければならない。

	入会金 (初年度年会費)	年会費	社員総会議決権
準会員	24万円	24万円	無
正会員 (設立時社員)	50万円	50万円	有
賛助会員 (所属自治体が準会員である場合)	3万円	3万円	無
賛助会員 (所属自治体が準会員でない場合)	5万円	5万円	無
一般会員	無	無	無

（入会金及び会費の納入）

第4条 入会金及び会費の納入は、代表理事の請求に基づき指定した期日までに一括で全額を納付するものとする。振込にかかる手数料等は会員が負担するものとする。

（滞納による資格喪失）

第5条 入会金及び会費の滞納がある会員は、定款第10条に定めるように、その資格を喪失する。

（入会金及び会費の使途）

第6条 入会金及び会費は、理事会で決定した割合を当法人の目的達成に資する事業に使用する。

（入会金及び会費の返還）

第 7 条 既納の入会金及び会費はいかなる事由があっても返還しない。

（規則の追加・変更）

第 8 条 本規則に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。

附 則

本規則は、平成 31 年 2 月 15 日から施行する。